

☆慰謝料・損害賠償等書類作成サポート業務☆

～ご依頼から業務完了までの流れ～

1. メール・FAX等で事件の経緯や経過、その他の概要をお教え下さい。
2. 疎明資料がある場合は、その具体的な内容もお知らせください。
3. 折り返し、受任の可否などを回答させていただきます。
4. 正式ご依頼の場合には、業務委任契約書と承諾書への署名捺印と着手金のお支払い（振込または来所）をして頂きます。
5. 内容証明の原案を作成し、メールやFAXでご確認して頂きます。
6. 文面内容にご承諾いただけ次第、当事務所から発送手配を行います。
7. 内容証明の謄本および配達証明ハガキは、メールまたはFAXで送付させていただきます。
8. 相手方からの回答などが届きましたらご報告をお願いします。
9. 相手が示談に応じる場合、および紛争によらない協議調整範囲であれば連絡書面や示談書など、必要な文書をすべて作成いたします。
10. 示談成立又は問題解決となりましたら成果報酬のお支払いをして頂き業務終了です。示談に至らない場合には、専門の弁護士を紹介いたします。

～ 費用 ～

1.着手金

行政書士報酬	32,400 円
郵便料	92 円
内容証明料	1,470 円
配達証明料	740 円
合計	34,702 円 (税込)

※上記は請求相手が1名の場合、枚数5ページ以内の場合の料金です。

※住民票の取得代行業務の事務手数料は金 16,200 円となります。

2.成果報酬

行政書士報酬 ※回収完了または示談成立後	成果金額の 10.8% (税込)
-------------------------	-------------------------

※成果報酬には、示談成立または慰謝料回収までの、メール相談、及び回答書や反論書・示談書などの作成およびリーガルチェックの費用がすべて含まれます

※内容証明や示談書は、すべて「本書面作成代理人行政書士●●●●」の記名と職印を付すことができます。内容証明の発送後、当事者間に示談合意の意思がある場合には、事実経緯の確認や釈明、謝罪文や誓約、提案、回答、および示談書など、将来的なトラブル発生を予防するための文書の作成をサポートします。また、示談書の作成にあたって、今後の禁止事項や不履行時の遅延損害金などの細かい条項についても補正を行います。

この場合、その都度に書類作成報酬が発生するのでは、最終的にいくらかかるのか不明となり、依頼者に過大な負担をかけるおそれがありますので、当事務所では、初回発送分の内容証明の作成費用と郵送手数料のみを頂き、あとは何度書類を作成しても、その都度の費用は頂かずに、最終的に示談成立または解決に至った場合のみ、経済的利益（示談金額または獲得金額もしくは減免額）の10%（税別）の報酬金を頂くという方法を採用しております。

そのため、過大な費用負担の心配もなくなりますから、安心してご依頼頂くことが可能です。

☆「サポート業務」以外の付帯業務☆

1.住民票・戸籍附票の取得代行(相手の転居先住所を調べる場合)

郵送による職務上請求 ※作成依頼時全額お支払い	16,200 円(税込)
郵便代等実費	1,100 円 (1 通あたり)

2.示談書作成の協議立ち会い(双方が立ち会いに同意されている場合)

行政書士日当(2時間) ※立ち会依頼時全額お支払い	32,400 円(税込)
------------------------------	--------------

3.示談契約公正証書の作成(強制執行可能な公文書にしたい場合)

行政書士報酬 ※ご依頼時全額お支払い	54,000 円(税込)
-----------------------	--------------

4.弁護士への委任(裁判外の任意交渉)

完全成功報酬 ※ご依頼時無料(0円)。	成功報酬 獲得額の30%円(税別)
------------------------	----------------------

※公正証書の作成については代理人2名の報酬(日当)も含まれておりますので、当事者が公証役場に足を運ばれる必要はありません。ただし、別途、公証人の手数料が必要となります。

振込先

銀行名：りそな銀行 支店名：神田支店
預金種別：普通預金 □座番号：1668022
□座名義：弁護士法人法律会計事務所さくらパートナーズ

お問い合わせ先：

無料相談 営業/月曜～金曜 10:00～18:00

03-5244-4707



東京中央法務オフィス
東京都中央区日本橋浜町2-19-8
文化エステート浜町ビル8階

